

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱

制定 28 食産第 2771 号  
平成 28 年 10 月 11 日  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 30 年 2 月 1 日 29 食産第 4543 号  
改正 平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4454 号

(通則)

第 1 農林水産大臣は、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第 3 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び流用の禁止)

第 2 第 1 に規定する事業の補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 1 の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

第 3 規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に正副 2 部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 4 規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 5 交付決定者は、第 3 の規定による交付申請書の提出があったときは、審査

の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体（地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2及び3において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争による入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第12 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあつては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第5号により補助金遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

（実績報告）

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書の規定に該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14 交付決定者は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第15 交付決定者は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

- 第19 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による当該補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第20 交付決定額の下限は、3,500万円とする。  
ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び交付決定者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(報告)

- 第21 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、別記様式第11号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第12号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに交付決定者に報告するものとする。

（実績報告書の提出期限の特例）

第22 実施要綱別表1の1（2）の事業において、事業実施主体に対し補助金等の全額が概算払により交付された場合における実績報告の提出期限は、規則第6条第1項ただし書の規定に基づき、補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとする。

（間接補助事業を行う場合の読替え等）

第23 間接補助事業を行う場合、第1において「事業実施主体（実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）」とあるのは「事業実施主体に対し補助を行う者（以下「補助事業者」という。）」と、第2から第14まで（第3第2項を除く。）及び第16から第21までにおいて「事業実施主体」とあるのは「補助事業者」と、第15において「事業実施主体」とあるのは「事業実施主体又は補助事業者」と読み替えるものとする。

2 間接補助事業を行う場合、事業実施主体に対し補助を行う者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、第6から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この交付要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

1 この交付要綱は、平成30年2月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この交付要綱は、平成31年2月7日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第2、第9関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業			補助事業に要する経費の30%を超える増減	
1 TPP・EU等輸出拡大緊急対策				
(1) グローバル産地強化緊急対策事業				
ア 青果物グローバル産地緊急対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		1 経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減  2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止  2 事業目的の変更
	1 グローバル産地の形成支援に係る経費	定額		
	(1) 検討会の開催に係る経費	1/2以内		
	(2) 栽培技術等の導入・実証に係る経費	1/2以内		
	(3) 最適輸送技術等の導入・実証に係る経費	1/2以内		
	2 グローバル産地間の連携支援に係る経費	定額		
	(1) 検討会の開催に係る経費	1/2以内		
	(2) 共通規格化等の推進に係る経費	1/2以内		
	(3) 安定的輸送体制構築支援に係る経費	1/2以内		
	3 機械・施設のリース方式による導入等の取組に係る経費	1/2以内		
イ 緑茶輸出産地	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		1 経費の欄に掲げる1	1 事業メニューの新設

	緊急対策事業			及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	又は廃止 2 事業目的の変更
		1 新たな栽培・加工技術の実証に係る経費		2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	
		(1) 農業機械等のリース導入に係る経費	1/2以内		
		(2) 新型被覆資材の導入に係る経費	1/2以内		
		(3) 検討会の開催に係る経費	定 額		
		2 残留農薬分析に係る経費	定 額		
ウ	畜産物輸出産地緊急対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
		1 新規解禁国・地域等のマーケットに適した畜産物を供給するための課題調査に係る経費			
		2 課題解決に向けた検討会・研修会の開催に係る経費			
		3 輸出に適した畜産物供給のための試験・実証に係る経費			
エ	水産物輸出産地緊急対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
		1 機器整備事業に係る経費	1/2以内		
		2 管理運営事業に係る経費	定 額		
オ	パスタ・菓子等の輸出強化支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	定 額		事業目的の変更
(2)	輸出増加に向けた	独立行政法人日本貿易振興機構が実施要綱に基づいて事業を行うのに要す		経費の欄に掲げる1から	1 事業メニューの新設

販売促進 や需要創 出の強化 緊急対策 事業	る1、2（3）及び3の経費並びに独立行政法人日本貿易振興機構が実施要綱に基づいて公募、採択した重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等事業実施者に対して補助する場合における当該補助に要する2（1）及び（2）の経費	定 額	3までの経費 の相互間にお ける経費の増 減	又は廃止 2 事業目的 の変更
	1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業に係る経費			
	(1) 海外見本市への出展に係る経費			
	(2) 海外商談会の開催に係る経費			
	(3) 国内商談会の開催に係る経費			
	(4) 事業者サポート体制の強化に係る経費			
	2 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業に係る経費			
	(1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等に係る経費			
	ア 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等に係る経費	定 額		
	イ 上記アのうち、個々の事業者が自ら行う商品の販売促進に係る経費	1/2以内		
	(2) フードバリューチェーントータル実証に係る経費			
	ア 機器等のリース導入に係る経費	1/2以内		
	イ 上記ア以外の経費	定 額		
	(3) 事業実施者の公募等に係る経費	定 額		
	3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業に係る経費	定 額		
(3) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		1 経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設 又は廃止 2 事業目的の変更
	1 戦略的輸出事業者等が行う海外市場開拓等の推進に係る経費		2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	



	(1) 戦略的輸出事業者が行うコメ・コメ加工品の輸出拡大のためのプロモーション等の推進に係る経費 ア 機器・備品及び借上に係る経費 イ その他の経費	1/2以内 定 額		
	(2) 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地とのマッチング・有機的な連携、戦略的輸出事業者が連携して行う効果的な市場開拓の推進に係る経費	定 額		
	(3) 海外規制への対応に係る経費 ア 外国当局との協議及びそれに向けた情報収集、整理等に係る経費 イ 海外規制に対応する機器に係る経費	定 額 1/2以内		
	2 日本産コメ・コメ加工品のプロモーション活動の強化に係る経費			
	(1) 商談会等への参加や商談等の販売促進に係る経費	1/2以内		
	(2) 年間輸出数量が少ない国・地域における商談会等への参加や商談等の販売促進に係る経費	定 額		
	(3) その他の経費	定 額		
	3 新たなビジネスモデルの構築等の実証的取組の支援に係る経費			
	(1) 機器・備品及び借上に係る経費	1/2以内		
	(2) その他の経費	定 額		
2 EU等向け環境整備の加速化				
(1) 輸出環境整備緊急対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	1 既存添加物等申請支援事業に係る経費			
	2 サルモネラ管理計画等対応支援事業に係る経費			
(2) インポートトレランス申請加速化支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	定 額		事業目的の変更
(3) 水産物輸	事業実施主体が実施要綱に基づいて	定 額		事業メニュ

	出に係る衛生管理計画等作成支援事業	事業を行うのに要する経費			一の新設又は廃止
3	規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進事業				
(1)	植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業	植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが実施要綱に基づいて事業を行うのに要する1の経費及び植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが実施要綱に基づいて育成者権者に対して補助する場合における当該補助に要する2の経費		1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
		1 海外における品種保護のための環境整備に係る経費 (1) 海外パートナーの確保に係る経費 (2) 保護対象植物の拡大への取組に係る経費	定 額		
		2 海外出願促進対策に係る経費 (1) 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願に係る経費 (2) (1) 以外の海外への品種登録出願支援に係る経費	定 額 1/2以内		
(2)	国際認証取得等支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
		1 有機JAS認証取得等支援に係る経費 2 GAP認証取得等支援に係る経費 3 GAP認証審査員育成支援に係る経費			
(3)	持続可能な水産業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額	経費の欄に掲げる1及び	1 事業メニューの新設

<p>の認証活用加速化事業</p>	<p>1 輸出に向けた持続可能な水産物の連携推進に係る経費</p> <p>2 水産エコラベル認証取得に向けたコンサルティングの実施に係る経費</p>		<p>2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	<p>又は廃止</p> <p>2 事業目的の変更</p>
-------------------	--	--	--------------------------------------	------------------------------

別表2（第3関係）

## 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
青果物グローバル産地緊急対策事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
緑茶輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農林水産大臣
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
畜産物輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	農林水産大臣
水産物輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	農林水産大臣
パスタ・菓子等の輸出強化支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業の事業実施主体	農林水産大臣
コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進事業の事業実施主体	農林水産大臣
輸出環境整備緊急対策事業の事業実施主体	農林水産大臣
インポートトレランス申請加速化支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
水産物輸出に係る衛生管理計画等作成支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業の事業実施主体	農林水産大臣

国際認証取得等支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
持続可能な水産業の認証活用加速化事業の事業実施主体	農林水産大臣

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。